

酪農乳業乳製品在庫調整特別対策事業実施要領

一般社団法人 Jミルク

制定 2022年4月1日

一部改正 2022年7月11日

一部改正 2023年4月1日

一部改正 2023年9月26日

一部改正 2024年4月1日

わが国の生乳需給は、飲用需要に対して優先的に生乳を供給するとともに、飲用需要の変動を乳製品加工で調整することにより、酪農経営、乳業経営の安定を図ってきた。

しかし、新型コロナウイルス感染拡大によるインバウンド需要の減少やイベント・外出の自粛等により、業務用を中心に牛乳乳製品の需要が大きく減少し、それに伴い、生乳を脱脂粉乳・バター用に仕向けることで需給調整を行ってきたが、需要を上回る生産となっている脱脂粉乳の在庫数量が過去最高水準となっている。

こうした状況を放置すれば、乳製品加工による需給調整の構造が破綻し、飲用市場も含めた生乳流通全体の安定供給を保つことができなくなる恐れがあり、経済変動等に対応した弾力的な需給調整を業界が一体となって実施する必要がある。

以上の状況と経過を踏まえ、一般社団法人Jミルク（以下「Jミルク」という。）は、酪農乳業乳製品在庫調整特別対策事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、要綱第4条に定める事業実施主体（以下「事業実施主体」という。）が、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第二条に定める、脱脂粉乳、ホエイパウダー及び全粉乳（以下「粉乳等」という。）を飼料用等へ販売等することによる価格差に相当する額を助成することとし、これにより生乳の需給調整機能を維持する体制を整え、もって酪農乳業の経営の安定に資するものとする。

（事業の趣旨）

第1条 酪農乳業乳製品在庫調整特別対策事業の実施については、要綱の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

（事業の実施主体及び内容）

第2条 この事業の事業実施主体は、要綱第4条に定めるとおり、全国農業協同組合連合会及び全国酪農業協同組合連合会（以下「販売窓口団体」という。）並びに乳製品在庫調整実施乳業者（以下「在庫調整乳業者」という。）とする。

2 Jミルクは生乳の需給調整機能を維持するために実施する、本事業の内容を次の通りとする。

① 事業実施主体が粉乳等を飼料用に転用し販売することにより生じる価格差に相当する額を酪農乳業乳製品在庫対策基金（以下「基金」という。）で助成する「飼料向け価格差対策」。

② 事業実施主体が粉乳等を輸入調製品等への置き換え使用、又は販売等により生じる

価格差に相当する額を基金で助成する「輸入調製品等価格差対策」。

③ 事業実施主体が粉乳等を海外向けに輸出することにより生じる価格差に相当する額を基金で助成する「海外輸出価格差対策」。

(事業の実施期間)

第3条 本事業の実施期間は、2022年4月1日から2025年3月31日までの36か月間とする。

但し、第5条の3については、販売窓口団体が対象数量全てを需要者へ販売を完了するまで期間を延長できるものとする。

(事業の対象製品)

第4条 本事業の対象製品は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）第二条に規定する脱脂粉乳とする。

尚、乳等省令第二条に規定するホエイパウダー（需給調整を行うためにチーズを製造した際に発生したホエイで作られたものに限る）及び全粉乳（地域の需給調整を行うために製造されたものに限る）についても対象とする。

(事業の要件等)

第5条 第2条の2の事業の対象となる粉乳等及びその数量は、事業実施主体が製造（委託製造含む）又は保有している粉乳等であって、飼料用として販売したもの、輸入調製品等の置換として使用若しくは販売したもの、又は海外向けに輸出したもの（以下「飼料用等への販売等」という。）とし、本事業の使用を希望する事業実施主体はJミルクに申込み、Jミルクは金額枠を設定し、希望した事業実施主体に通知する。

2 事業実施主体への助成について、第2条に規定している飼料用等への販売等により生じる価格差に相当する額を助成するものとし、助成額の算出方法は別記に掲げる通りとする。

3 販売窓口団体が、需要者へ販売するにあたり、掛かる経費（倉庫保管料、出入庫料及び物流経費）を需要者への販売価格に含むことができない場合は、申請に基づき助成金を支払う。

(Jミルクの助成)

第6条 Jミルクは、要綱第3条に定める基金を財源とするとともに、別記に掲げる考え方を基に、事業実施主体が第2条に規定する事業を実施し、発生する価格差について助成するものとする。

(助成金の支払い手続等)

第7条 事業参加の申請について、事業実施主体は、本事業に参加するにあたり基金への拠出を条件とし、Jミルク会長（以下「会長」という。）が別に定める期日までに、別紙様式第1号酪農乳業乳製品在庫調整特別対策事業参加申込書（以下「申込書」という。）を会長に提出するものとする。

また、Jミルクが本事業で新たに金額枠を設定する場合は、事業実施主体に対象製品等を告知するとともに、事業実施主体が、新たな金額枠を申し込む場合は、Jミルク会長に申込書を、新たに提出するものとする。

尚、Jミルクは申込書に基づき、本事業での金額枠について、申込書を提出した事業実施主体に通知する。また、事業実施主体は、通知された金額枠をもとに、別紙様式第1-1号酪農乳業乳製品在庫調整特別対策事業物量計画書（以下「物量計画書」という。）を速やかに会長へ提出するものとする。

2 事業実施主体は、四半期毎に別紙様式第2号酪農乳業乳製品在庫調整特別対策事業実施計画書（以下「実施計画書」という。）を会長に提出するものとする。

3 事業実施主体は、原則四半期ごとに別紙様式第3号酪農乳業乳製品在庫調整特別対策事業遂行状況報告書（以下「遂行状況報告書」という。）にて事業の実施状況を報告するものとする。

4 事業実施主体は、事業が完了又は当該年度終了後に別途定める期日までに別紙様式第4号酪農乳業乳製品在庫調整特別対策事業助成金支払い申請書（以下「支払い申請書」という。）及び確定した遂行状況報告書を会長に提出し、Jミルクは支払い申請書に基づき助成金を支払うものとする。

5 事業実施主体は、第2条の2の②のうち粉乳等を輸入調製品等への置き換え使用の対策を行う場合は、本事業の趣旨を理解し定められた用途での使用について誓約する、別紙様式第5号酪農乳業乳製品在庫調整特別対策事業需要者誓約書（以下「誓約書」という。）をJミルクに提出する。

6 需要者は、第2条の2の事業を活用した粉乳等を購入する場合は、本事業の趣旨を理解し、事業実施主体を通じて誓約書をJミルクに提出するものとする。

（事業の推進及び運営）

第8条 事業実施主体は、農林水産省、Jミルク、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

2 Jミルクは、事業の円滑な運営を図るため人員確保等の事業運営体制を構築するとともに、予算の範囲内で必要な経費を基金から支出できるものとする。

（消費税及び地方消費税の取り扱い）

第9条 消費税及び地方消費税の取扱いについて、事業実施主体は、会長に対して助成金交付申請書を提出するに当たり、当該助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該助成金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

（帳簿等の整備保管等）

第10条 帳簿の整備保管について、事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行

うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 事業実施状況の聴取等について、会長は、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体に対し調査し又は報告を求めができるものとする。

(助成金の返還)

第11条 事業実施主体及び需要者において、本事業の趣旨、要件に反していることが判明した場合、Jミルクは助成金の支払い決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 Jミルクは、すでに助成金が支払われているときは、期限を定めて、助成金の返還について命じるものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、会長が別に定めるものとする。

附 則 この要領は、2022年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、2022年7月11日から施行する。

附 則 この改正は、2023年4月1日から施行する。

附 則 この改正は、2024年4月1日から施行する。

別記第一

飼料向け価格差対策

(助成対象経費)

- ① 事業実施主体が粉乳等を飼料用に転用し販売することにより、生じる価格差に相当する額を助成する。
- ② 販売窓口団体が需要者へ販売するにあたり、掛かる経費（倉庫保管料、入出庫料及び物流経費）について助成する。

(助成額)

- ① 第4条の対象となる粉乳等1kg当たりの助成単価は、Jミルクが四半期毎に助成単価の上限を設定し、基本算出方法に基づき算出し、売買毎に決定する。
- ② 掛かる経費については、必要経費として妥当と判断される費用の実費とする。

(粉乳等1kg当たりの助成単価の基本算出方法)

- ① 脱脂粉乳は、次の通り算出する。

(大口需要者価格(税抜き)※1 - 利潤等相当分 - 実販売価格※2) = 価格差 ÷ 3 = 国産畜産物利用安定化対策事業助成単価※4

価格差 - 国産畜産物利用安定化対策事業助成単価※4 - 在庫調整乳業者負担額 = 助成単価 (= 価格差に相当する額)

ただし上限単価以内に限る。

- ② ホエイパウダーは、次の通り算出する。

調査価格(税抜き)※3 - 在庫調整乳業者負担額 - 実販売単価※2 = 助成単価 (= 価格差に相当する額)

ただし上限単価以内に限る。

- ③ 全粉乳は、次の通り算出する。

大口需要者価格(税抜き)※1 - 在庫調整乳業者負担額 - 実販売単価※2 = 助成単価 (= 価格差に相当する額)

ただし上限単価以内に限る。

(在庫調整乳業者負担額)

在庫調整乳業者負担額は、販売時に基金への拠出金以外での拠出として取り扱い、拠出金全体の拠出状況並びに残高等を勘案してJミルクが設定する。

※1 大口需要者価格は、指定する公表時期の価格を使用する。

※2 実販売単価は、需要者への販売価格であり、価格は公正性を確保し、かつ市場価格と比較し妥当と判断しうる価格であること。

※3 乳業メーカーから対象製品の通常販売価格の情報の提供を受けて農林水産省牛乳製品課が提示する。

※4 国産畜産物利用安定化対策事業(脱脂粉乳在庫低減に対する取り組み支援)は、令和5年度12月から令和6年度に実施されるALIC事業。

別記第二

輸入調製品等価格差対策

(助成対象経費)

- ① 事業実施主体が粉乳等を輸入調製品等の置換として使用又は販売した際に、生じる価格差に相当する額を助成する。
- ② 販売窓口団体が在庫調整乳業者から粉乳等を買い取り需要者へ販売する際に、掛かる経費（倉庫保管料、出入庫料及び物流経費）について助成する。

(助成額)

- ① 外部に販売する第4条の対象となる粉乳等1kg当たりの助成単価は、Jミルクが四半期毎に助成単価の上限を設定し、基本算出方法に基づき算出し、売買毎に決定する。
- ② 在庫調整乳業者が内部使用にて置換等する場合は、四半期毎にJミルクが助成単価を設定し製品1kg当たりの定額で助成する。
- ③ 掛かる経費については必要経費として妥当と判断される費用の実費とする。

(粉乳等1kg当たりの助成単価の基本算出方法)

- ① 脱脂粉乳は、次の通り算出する。

大口需要者価格(税抜き)※1 - 利潤等相当分 - 在庫調整乳業者負担額 = 実販売価格※2
= 助成単価 (= 価格差に相当する額)

ただし上限単価以内に限る。

- ② 全粉乳は、次の通り算出する。

大口需要者価格(税抜き)※1 - 在庫調整乳業者負担額 - 実販売単価※2 = 助成単価 (= 価格差に相当する額)

ただし上限単価以内に限る。

(在庫調整乳業者負担額)

在庫調整乳業者負担額は、販売時に基金への拠出金以外での拠出として取り扱い、拠出金全体の拠出状況並びに残高等を勘案してJミルクが設定する。

別記第三

海外輸出等価格差対策

(助成対象経費)

- ① 事業実施主体が粉乳等を海外へ輸出することを目的として国内で需要者へ販売した場合に、生じる価格差に相当する額を助成する。
- ② 販売窓口団体が在庫調整乳業者から粉乳等を買い取り需要者へ販売する際に、掛かる経費（倉庫保管料、出入庫料及び物流経費）について助成する。

(助成額)

- ① 第4条の対象となる粉乳等1kg当たりの助成単価は、Jミルクが四半期毎に助成単価の上限を設定し、基本算出方法に基づき算出し、売買毎に決定する。

② 掛かる経費については必要経費として妥当と判断される費用の実費とする。

(粉乳等 1 kg当たりの助成単価の基本算出方法)

① 脱脂粉乳は、次の通り算出する。

大口需要者価格（税抜き）※1－利潤等相当分－在庫調整乳業者負担額－実販売単価

※2＝助成単価（＝価格差に相当する額）

ただし上限単価以内に限る。

② ホエイパウダーは、次の通り算出する。

調査価格（税抜き）※3－在庫調整乳業者負担額－実販売単価※2＝助成単価（＝価格差に相当する額）

ただし上限単価以内に限る。

③ 全粉乳は、次の通り算出する。

大口需要者価格（税抜き）※1－在庫調整乳業者負担額－実販売単価※2＝助成単価（＝価格差に相当する額）

ただし上限単価以内に限る。

（在庫調整乳業者負担額）

在庫調整乳業者負担額は、販売時に基金への拠出金以外での拠出として取り扱い、

拠出金全体の拠出状況並びに残高等を勘案してJミルクが設定する。

※1 大口需要者価格は、指定する公表時期の計画書提出時に判明している価格を使用する。

※2 実販売単価は、需要者への販売価格であり、価格は公正性を確保し、かつ市場価格と比較し妥当と判断しうる価格であること。

※3 乳業メーカーから対象製品の通常販売価格の情報の提供を受けて農林水産省牛乳製品課が提示する。